

令和8年度第2回香川県国民健康保険運営協議会（書面開催）会議録

1. 開催方法

書面開催

2. 審議内容

議題 第2期香川県国民健康保険運営方針（中間見直し）素案について

事務局からの説明事項は、資料1～資料4のとおり。

3. 審議結果等

（1）議題についての票決結果

議題 第2期香川県国民健康保険運営方針（中間見直し）素案について

承認する 11名

承認しない 0名

（2）御意見等

（委員）	保険料水準の統一の目標年度前倒しについて、その経緯とロードマップの概要を第3回協議会で説明していただけるよう要望します。
（事務局）	保険料水準の統一の目標年度を令和14年度（令和15年度保険料算定）に前倒すこととした経緯及び保険料水準統一に向けたロードマップの概要について、令和9年1月下旬以降に開催する第3回香川県国民健康保険運営協議会において御説明いたします。

（3）審議結果

第2期香川県国民健康保険運営方針（中間見直し）素案については、字句修正等を会長に一任の上、原案のとおり承認された。

【参考】

香川県国民健康保険運営協議会運営要綱（抜粋）

（書面による議事又は議決）

第5条 会長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない理由により会議を開くことができないと認めた場合には、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は可否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

2 前項に定める議事の議決は、委員の過半数の書面提出で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。